

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学役員報酬規程（平成28年規程第125号）新旧対照表

改正後	現行
<p>○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学役員報酬規程</p> <p style="text-align: right;">平成28年 4月 1日 規程第125号</p> <p>（期末手当）</p> <p>第6条 常勤の役員には、給与規程第21条の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、同条第2項中「100分の<u>127.5</u>」とあるのは「100分の<u>235</u>」とし、同条第3項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「基本報酬月額に当該基本報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>（略）</p> <p>附 則（令和7年4月1日規程第12号） この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和7年12月1日規程第55号）</u> <u>この規程は、令和7年12月1日から施行する。</u></p>	<p>○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学役員報酬規程</p> <p style="text-align: right;">平成28年 4月 1日 規程第125号</p> <p>（期末手当）</p> <p>第6条 常勤の役員には、給与規程第21条の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、同条第2項中「100分の<u>125</u>」とあるのは「100分の<u>230</u>」とし、同条第3項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「基本報酬月額に当該基本報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>（略）</p> <p>附 則（令和7年4月1日規程第12号） この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>